

京都市上下水道局告示第60号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成24年1月27日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市山科区栂辻番所ケ口町173番地2

ミナミ設備

南 裕二

2 変更事項（営業所の変更）

京都市山科区西野山桜ノ馬場町243番地5ハイツハセガワ202から京都市山科区栂辻番所ケ口町173番地2に変更

（上下水道局下水道部管理課）